

警備業者の皆様へ

令和6年4月1日から警備業法施行規則の一部が改正となります。

これに伴い、

- ・ 認定証が廃止され、代わりに事業者ご自身で標識を作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示する
- ・ 事業者のウェブサイトに標識を掲示する（一部免除規定あり※1）

ことが義務付けられます。

標識の様式については岩手県警察ホームページの申請・届出→警備業・探偵業関係→警備業関係様式→警備業法施行規則様式内の別記様式第2号（標識）をご利用ください。

※1 「常時使用する従業者の数が5人以下である場合」または「当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合」はウェブサイト上での掲示義務が免除されます。